

## 平成28年度第2回広島県動物愛護管理推進協議会

1	平成28年度重点取組方針への取り組み状況について	1
2	平成29年度重点取組方針について	3
3	平成29年度動物愛護管理推進協議会における検討事項について	4
4	災害時における動物救護対策について	
	○ 災害時におけるペットの同行避難等について（案）	5
	○ 災害時における動物救護活動フロー図（案）	6
	○ ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン（案）	7
	○ 広島県災害時動物救護活動マニュアル（案）	33
5	その他	
	○ 動物愛護管理業務に係る県民ニーズ等調査結果について	38
	○ 犬猫収容頭数	
	（1）平成28年4月～12月の犬・猫の致死処分数等（速報値）	41
	（2）平成27年4月～12月の犬・猫の致死処分数等	42
	（3）収容頭数比較	42
	（4）平成27年度犬猫収容頭数（全国）	43
	（5）平成27年度犬猫殺処分頭数（全国）	44
	○ 動物愛護キャンペーン実施状況について	45



## 平成28年度重点取組方針への取り組み状況（途中経過）について

自治体	取組	取組の内容	取組状況
県	地域猫活動の推進	地域猫活動の普及について分かりやすいチラシを作成し、市町の窓口に配置等を依頼し、地域猫活動の普及に努める。また、飼い主不明の猫の引取り依頼者や野良猫の苦情者等に対し、地域猫活動について説明し、現地調査を行うこと等により、地域猫活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域猫活動の具体的な進め方や当センターが行うことが可能な協力の内容を記載したチラシ（別添）を作成し、各市町担当課に住民への配布を文書で依頼した。</li> <li>・野良猫苦情や野良猫の引取り相談を受けた時には地域猫活動について説明するとともに、現地調査を行い地域猫活動につなげた。</li> <li>・アクセス頻度の高い動物愛護センターHPに地域猫活動のページを新たに作成し啓発を行った。</li> <li>・意見交換会を開催して動物愛護推進員、団体譲渡登録者に地域猫活動の推進を依頼した。</li> <li>・地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）の承認状況 承認箇所（頭数）：12（114） ※H29.2月末現在 手術済頭数：68 ※H29.1月末現在</li> </ul>
	野良犬対策協議会の設置の推進	設立済みの協議会の活動（野良犬に対する餌やり禁止、野良犬を保護するための餌付け等）の円滑な運営に協力する。また、野良犬の多い3市町に協議会の設立を推進し、野良犬による危害、苦情の解決を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会設置地域の住民に対し、保護作業等の機会を利用して、野良犬に対する餌やり禁止や野良犬を保護するための餌付けへの協力を説明・依頼した。 大型サークルの設置箇所：17 ※H29.2月末現在</li> <li>・保護依頼の多い地域の住民代表（10名）を招き、野良犬対策の研修を行った。また、野良犬の多い地域2市町に参加してもらい対策会議を開催し、具体的取組みを協議した。</li> </ul>
	「命を考える動物愛護教室」の推進	現在、市町の担当課、教育委員会及び県教育委員会に動物愛護教室の実施の依頼を行っているが、これに加え、20市町の公民館においても「命を考える動物愛護教室」を実施するように依頼するなど実施場所の拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来通り小学校等で「命を考える動物愛護教室」を開催するとともに、小学校等以外でも開催した。</li> <li>・実施回数を増やすため、20市町の公民館で開催できるようにした。 小学校等での開催状況：13回（平成28年度） その他（小学校等以外）の開催状況：8回（公共施設5、大学2、夏休み親子動物愛護教室（当センターで実施）1）</li> </ul>

自治体	取組	取組の内容	取組状況
広島市	譲渡の推進	動物愛護団体と連携し、引き続き2か月に一度のペースで休日譲渡会を実施するとともに、民間イベント等を活用した譲渡会に積極的に参加し、個人への譲渡数を増加させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日譲渡会を5回開催し（予定6回）、民間イベントでの譲渡会に1回参加した。</li> <li>・犬の収容数は昨年同時期の7割に減少しているが、10歳以上の高齢犬の割合が増加し、個人への譲渡数が減少している。</li> </ul>
	動物愛護教育等の推進	問題行動を原因とする犬の飼養放棄を防止するため、民間の訓練士を活用し、飼い犬同伴による実践的な「犬のしつけ方教室」を積極的に開催する。関係団体との協働により、小学校対象の「動物ふれあい教室」および中学・高校対象の「いのちの教室」の開催を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬のしつけ方教室を7回実施した（予定8回）。</li> <li>・小学校対象の「動物ふれあい教室」をセンターで1回、動物専門学校と協働で出前教室を1回実施した。</li> <li>・いのちの教室を中学校4校（1930名参加）で開催した。</li> </ul>
	地域猫活動の推進	活動中の町内会を引き続き支援していく。また、未実施の町内会には活動中の町内会の事例を紹介して取り組みを促し、動物愛護団体だけでなく、動物愛護推進員にも積極的に協力を要請して活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在157町内会が活動中であり、うち58町内会が今年度、新たに参加した（2月末現在）。</li> <li>・TNRは、今年度606頭を実施した（2月末現在）。</li> <li>・11/24に主に町内会を対象とした地域猫活動意見交換会（西区民文化センターにて）を開催し、150人の参加があった。</li> </ul>
呉市	地域猫活動の推進	自治会等に対し地域猫活動についての情報提供を積極的に行い、地域猫活動の取組みに対して、不妊去勢手術の支援を行い、活動地域を増やす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張説明会を10地区で実施し、不妊去勢手術を3地区で18頭実施した。</li> </ul>
	いのちの教室の推進	中学生・高校生を対象とした、動物の命の大切さをテーマとした「いのちの教室」の開催を推進し、実施校を増やす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「動物愛護コンサート」を開催し、ピアノ演奏会と「いのちの教室」を行った。</li> <li>・「いのちの教室」を中学校1校、一般市民を対象1回実施した。</li> </ul>
	譲渡の推進	動物愛護団体等のボランティアと連携し、個人及び団体等への譲渡を積極的に行い、譲渡数を増やす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの協力により個人譲渡を推進したことに加え、動物愛護団体の全面的協力により、処分対象の犬猫を全て団体譲渡した。</li> </ul>
福山市	譲渡の推進	乳飲み子ボランティア、カットボランティア、団体譲渡登録者、動物愛護推進員と連携し譲渡を推進する。 飼育ボランティアの検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体譲渡登録者を14団体登録し、犬286頭（185頭）、猫463頭（265頭）、乳飲み子犬（29頭）、猫（59頭）を譲渡した（1月末現在）。※（ ）は団体への譲渡数</li> <li>・専門学校のボランティアカット協力を実施した。</li> <li>・愛護推進委員に犬猫の飼い方のリーフレット作成してもらい犬猫譲渡時に配布した。</li> </ul>
	命の授業の推進	小学校高学年以上を対象に「命の授業」の推進、特に小学校を中心に行い毎年実施できる小学校を模索する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1校、高等学校2校、民間企業等の依頼4件実施した。 ※民間は動物に関するフリーペーパー掲載企業の依頼により、親も命の授業を受けたいという理由により実施</li> </ul>
	地域猫活動の推進	地域指定した地区の後追い調査及び支援を実施 猫の糞尿苦情から地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8地区53匹手術（オス18匹、メス35匹）実施</li> <li>※8地区とも、地域猫活動継続中、現在地域猫活動地域からの苦情等なし</li> <li>・飼い主のいない猫に関する苦情での地域猫活動について説明実施</li> </ul>

## 平成29年度重点取組方針について

自治体	取組	取組方針
県	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HP やチラシの配布, 命を考える動物愛護教室など, 様々な方法で「地域猫活動」の普及啓発を行うとともに, 「地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度(無料)」を活用して, 不妊去勢手術実施頭数の増加に努める。</li> <li>・飼い主不明の猫の引取り依頼者や野良猫の苦情者等に対し, 地域猫活動について説明するとともに, 現地調査を行うなどして地域猫活動を推進する。</li> </ul>
	野良犬対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HP やチラシの配布, 命を考える動物愛護教室など様々な方法で, 「野良犬に無責任にエサをやらない」, 「飼い犬の不妊去勢手術の実施」等, 「野良犬を増やさないための対策」の普及啓発に取り組む。</li> <li>・野良犬の多い市町の担当課や自治会等と対策会議を行うなどして連携を強化するとともに, 協議結果を踏まえた対策に取り組む。</li> <li>・市町や地域住民に対し, 保護機や大型サークルを利用した保護の有効性を説明して, 現在以上に利用の促進を図る。</li> </ul>
	「命を考える動物愛護教室」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在, 小学校低学年等を対象に行っている「ふれあい動物愛護教室」に「命を考える」内容を盛り込む。</li> <li>・常時受け付けている来所型の「命を考える動物愛護教室」の周知に努めるとともに, 平成28年度から実施している「夏休み親子動物愛護教室」を拡大, 継続する。</li> </ul>
広島市	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護団体と連携し, 引き続き2か月に一度のペースで休日譲渡会を実施するとともに, 民間イベント等を活用した譲渡会に積極的に参加し, 個人への譲渡数を増加させる。</li> </ul>
	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動を原因とする犬の飼養放棄を防止するため, 民間の訓練士を活用し, 飼い犬同伴による実践的な「犬のしつけ方教室」を積極的に開催する。</li> <li>・関係団体との協働により, 小学校対象の「動物ふれあい教室」および中学・高校対象の「いのちの教室」の開催を推進する。</li> </ul>
	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動中の町内会を引き続き支援していく。</li> <li>・平成29年度は, 本市が地域猫活動を支援している152町内会を除く約1800町内会に対し, 野良猫被害の実態や地域猫活動への参加希望等についてアンケート調査を実施する。その結果を基に, 平成30年度以降, 年度ごとに地域猫活動を重点的に支援する学区(重点学区)を設定し, 予定参加町内会数及び手術頭数を定めた年次計画を策定する。</li> </ul>
呉市	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・幼稚園・小学校低学年を対象とした「動物ふれあい教室」を始める。</li> <li>・中学生・高校生・一般を対象として, 動物の命の大切さをテーマとした「いのちの教室」の開催を推進する。</li> </ul>
	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等に対し地域猫活動について啓発及び情報提供を積極的に行って, 地域猫活動に取組む地域を増やす。</li> <li>・域猫活動に対する不妊去勢手術の支援を行い, 手術実施頭数を増やす。</li> </ul>
	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアと協力して個人譲渡を増やし, 愛護団体への団体譲渡の比率を下げる。</li> </ul>
福山市	動物愛護思想普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校高学年以上を対象にした「命の授業」を行うとともに, 民間等からの「命の授業」・ドッグランを中心とした市民イベント等に積極的に参加し, 少しでも多くの人に愛護センターのを知ってもらい, 普及啓発を図る。</li> </ul>
	譲渡事業推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月2回の譲渡講習会に加え, 2か月に1度休日に譲渡講習会を開催し, 個人又は団体譲渡登録者とともに譲渡会を開催する。</li> <li>・譲渡対象の犬猫を休日・連休中等に個人の自宅で預かり飼育してもらい一時預託制度を検討し今後の団体等譲渡登録者の育成を目指す。</li> </ul>
	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会等に正しい地域猫活動方法について情報提供を行い, 地域猫活動の活動範囲を広げる。</li> <li>・飼い主のいない猫の糞尿相談から地域猫活動に広がるよう推進する。</li> </ul>

# 平成29年度動物愛護管理推進協議会における検討事項について

## 1 概要

- (1) 動物愛護管理推進計画における平成28年度の進捗状況の点検について（定例）
- (2) 平成28年度重点取組方針への取り組み結果について（定例）
- (3) 平成30年度重点取組方針について（定例）
- (4) 広島県動物愛護管理推進計画の見直し（数値目標の変更）について  
 ※計画の数値目標としている動物の致死処分数の削減については、平成27年度に目標を達成しており、平成30年度の見直しの際に、併せて数値目標の変更について検討することとしている。
- (5) 動物愛護管理業務のあり方について  
 ※平成28年8月から本県における犬猫の殺処分が事実上なくなったことを踏まえ、動物愛護センターの業務及び機能のあり方についての検討を行い、平成29年度内に今後の対応方針を整理し、計画としてとりまとめる。

## 2 検討事項

- (1) 課題の整理  
 平成28年度は、犬猫の殺処分頭数は激減しているものの、動物愛護センターへの搬入される犬猫の頭数は依然として多い状況である。  
 搬入される犬猫のほとんどは飼主不明であり、無責任な餌やり等により繁殖を繰り返している。
- (2) 業務のあり方  
 センターへ搬入される犬猫の頭数の削減対策（「入口対策」）と、広く県民及び動物愛護団体への譲渡を促進させる対策（「出口対策」）をさらに進める必要があるため、費用対効果や実現可能性を含め検討を行う。

### 【今後検討を要する事項】

共通	・野良犬・野良猫削減に向けた効果的な普及啓発方法
入口対策	・猫の登録制度の導入 ・犬猫のマイクロチップの埋め込みの徹底 ・引取手数料の増額 ・譲渡する犬猫の不妊去勢を行う体制の構築 ・市町と協働した多頭飼育、不適切飼養者への対応方法 など
出口対策	・収容動物の感染症蔓延防止対策の強化 ・さらなる譲渡体制の整備 ・NPOに対する支援のあり方について など

- (3) センター機能のあり方  
 業務のあり方の検討結果を踏まえて、動物愛護センターに必要な機能について検討を行う。

## 3 検討予定等

- (1) 例年開催している年に2回の広島県動物愛護管理推進協議会に加え、3回協議会を行う。  
 （年間5回開催）
- (2) 動物愛護センターにおける業務の現状分析及び今後の施策検討を行うための調査を行う。

### 【実施方法】

- ・広島県が、業者委託により実施する。

### 【調査内容】

- ・ペットショップなど動物取扱業者におけるマイクロチップ埋込の実施状況及び動物愛護に関する啓発の取組状況等
- ・譲渡を引き受ける団体における将来的な引受見込数や課題の調査
- ・海外事例収集・分析調査
- ・その他

# 災害時における動物救護対策について

## 災害時におけるペットの同行避難等について（案）

### 1 位置付け

主体	国	県	市町
指針・計 画	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針	広島県動物愛護管理推進計画	—
	防災基本計画	広島県地域防災計画	市町地域防災計画
ガイ ド マ ニ ュ ア ル ・ イ ン	災害時におけるペットの救護対策ガイドライン	<b>広島県災害時動物救援活動マニュアル</b> ・避難所・仮設住宅でのペットの受入れの要請 ⇒ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン ・避難動物の飼養管理 ・放浪動物の救護等	避難所運営マニュアル ・同行避難 ・避難動物の飼養管理 ・放浪動物の救護等

### 2 広島県災害時動物救援活動マニュアル（抜粋）

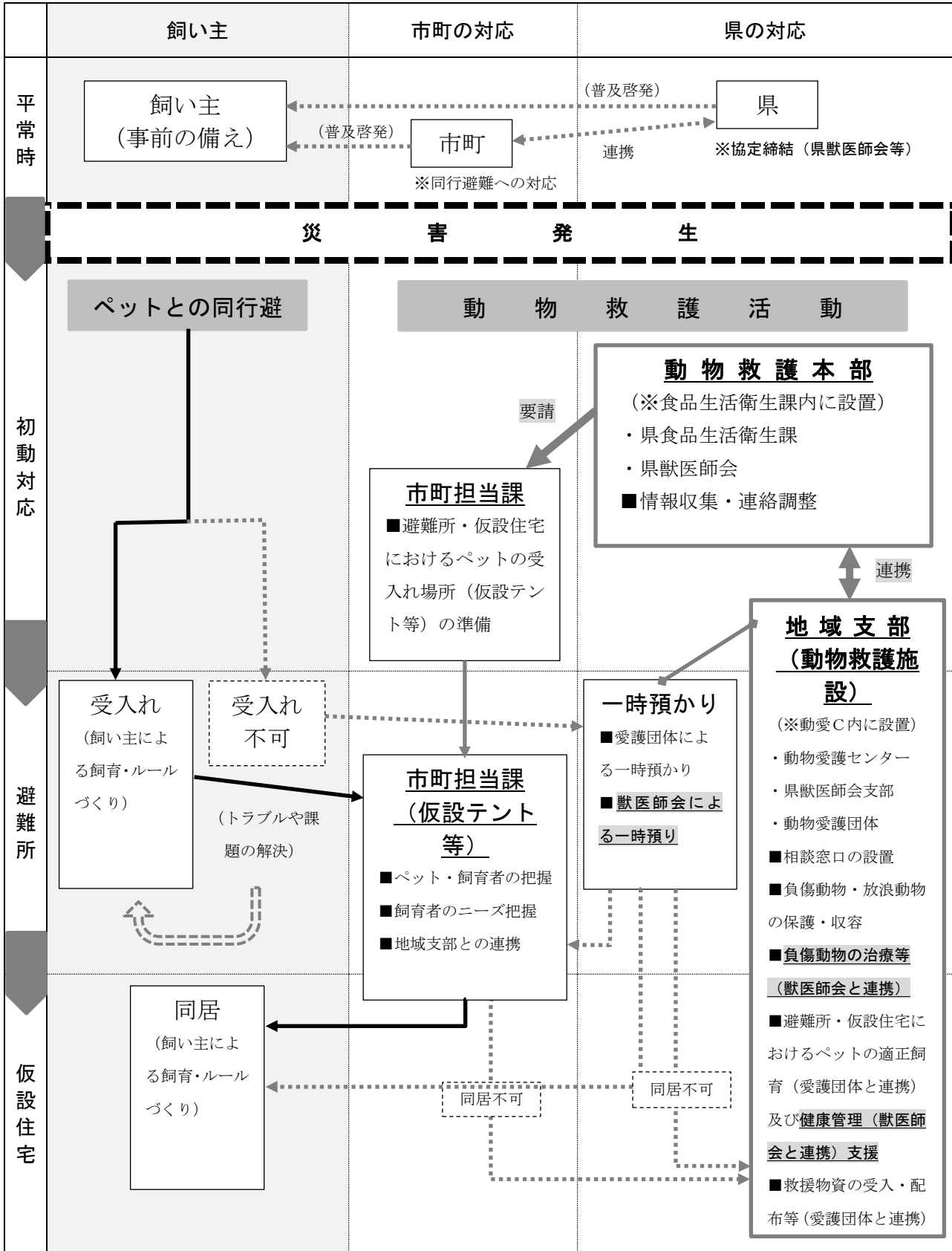
災害時に備えた平常時の県の対応及び災害時における動物救護活動を規定。

- 災害時における動物救護活動，
  - 動物救護本部の役割の役割
    - ◇ 避難所・仮設住宅におけるペットの受入れの要請
  - 地域支部（動物救護施設）の役割
    - ◇ 避難所・仮設住宅の動物収容施設におけるペットの適正飼育・健康管理の支援
    - ◇ 救援物資の受入れ・配布

### 3 広島県ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン

広島県災害時動物救援活動マニュアルを受け、市町が避難所運営マニュアル等を定める際に避難所・仮設住宅におけるペットの適正飼育・健康管理等の指針として位置付ける。

災害時における動物救護活動フロー図（案）





（案）

# ペット受け入れのための避難所等運営 ガイドライン

広島県健康福祉局食品生活衛生課

## ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン（案）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットについては、動物愛護だけでなく、被災者の心のケア、被災動物の野生化による危害防止の面からも、同行避難（※）することが合理的であると考えられるようになってきています。この考えに基づいて、平成25年6月に、環境省から各自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるよう「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が示されました。

また、平成26年8月には、広島市での集中豪雨に伴う土砂災害や、平成28年4月14日には、熊本地震が発生し、災害に対する動物の救護や同行避難に関しての体制を整備することがますます重要となっています。

本県では、『広島県地域防災計画』や、市町それぞれの『地域防災計画』の中で、災害が発生したときにペットとの同行避難を動物の災害対策の基本として位置づけ、災害時におけるペット対策を進めており、飼い主に対しては、災害発生時に円滑な同行避難が実施できるよう、十分な準備を行うことや、動物が地域の一員として受け入れられるよう、地域社会との円滑なコミュニケーションを行うことを啓発しています。

この度、市町などの避難所設置主体、自治会等が、同行避難者の受け入れ体制の整備を検討する際の参考にしていただくために、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を取りまとめました。本ガイドラインを活用いただき、同行避難者の受け入れ体制の整備が推進されることを期待しています。

なお、ガイドラインは基本的な考え方を示したものであり、ペットの受け入れは災害の種類、被害の大きさ、被災者数、地域性などによって条件が異なりますので、各避難所等でその場の状況に応じて柔軟性のある対応をお願いします。

平成29年 月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

### ※同行避難とは

○災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

# 目次

## 1 平常時の対策・・・・・・・・・・・・・1 P

- (1) 避難所でのペット受け入れの検討
- (2) ペットの飼育場所の設置の検討
- (3) 基本的な飼育管理方法の作成
- (4) 飼い主・住民への周知・啓発

## 2 災害発生時のペットの受け入れ・・・・・・・・・・・・・7 P

- (1) 同行避難者の誘導
- (2) ペット同行避難者の届出
- (3) ペット飼養名簿の作成

## 3 避難所における動物の管理・・・・・・・・・・・・・9 P

- (1) ペットの飼養管理
- (2) 避難所住民への情報提供
- (3) トラブル発生の防止と対応

## 4 被災動物救護活動について・・・・・・・・・・・・・11 P

- (1) 広島県動物救援本部
- (2) 広島県における被災動物救護活動
- (3) 被災動物救護活動に関する情報収集・発信

## 5 参考資料・・・・・・・・・・・・・14 P

- (1) 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）
- (2) ペット飼育に関するQ&A（仮設住宅に入居された方向け）
- (3) 参考様式・参考例

# ～人と動物が安心できる「今」のために～

## 1 平常時の対策

災害は、いつ発生するかわかりません。平常時から被災した際の対策を講じておくことが大切です。

### (1) 避難所でのペット受け入れの検討

ペットの受け入れが可能かどうかは、避難所の設置場所や規模、避難所の構造・設備等避難所ごとに異なります。広い敷地や複数の建物がある避難所であれば、ペットの受け入れも容易ですが、小規模な避難所などでは受け入れが困難な場合があります。

ペットの同行避難者の受け入れができない避難所では、混乱を避けるため、近くにペットの飼育が可能な代替場所がないか検討しておきましょう。（日頃から、避難所におけるペットの同行避難の可否に関する周知を徹底したり、避難訓練の内容に盛り込んだり、など事前の対策が重要です。）

### (2) ペットの飼育場所の設置の検討

避難所で生活する人の中には、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もいます。

また、ペットの鳴き声や臭いは、避難者間のトラブルの原因となります。避難所でのトラブルの発生の防止のためにも、ペットの飼育場所の設置には次のことに考慮する必要があります。

- ・ 避難者の居室と隔離した場所
- ・ 避難者の動線と重ならない場所
- ・ 可能な限り屋内の場所
- ・ 必要に応じて、動物種ごとに飼育場所を分離

#### ① 屋内に飼育場所を設置する場合（設置例1）

鳴き声や臭いに十分配慮した上で、飼育場所を設置しましょう。屋内で飼育する場合は、ケージを使用した飼育管理が原則です。

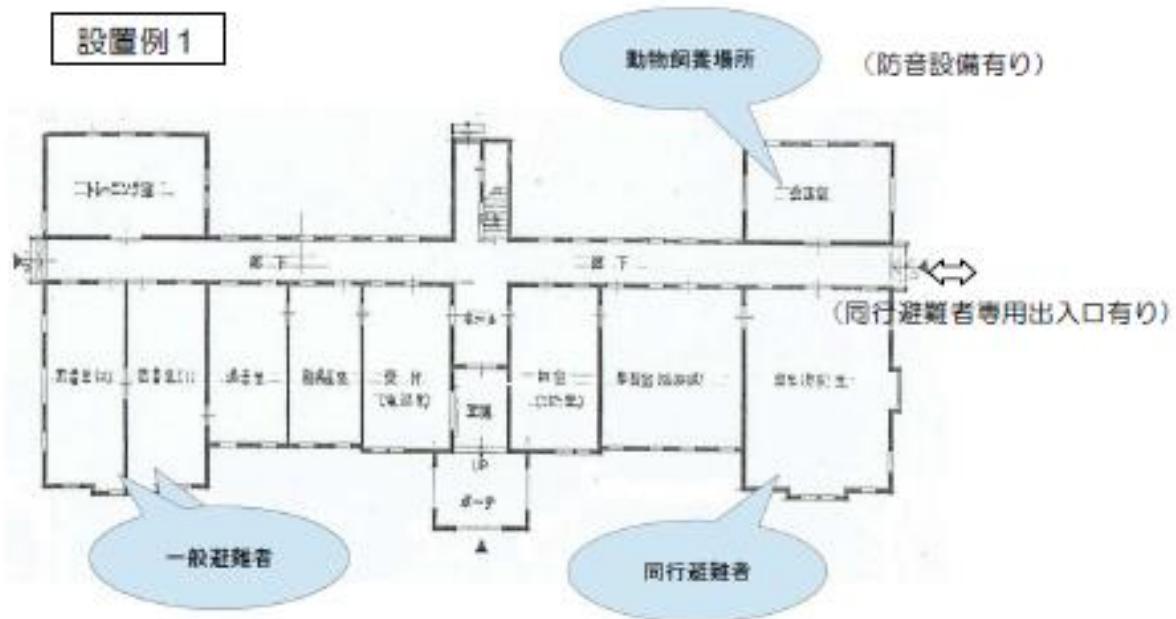
音楽室のように防音設備のある部屋や、体育館の倉庫などの活用も考えてみましょう。

(1)

#### 【留意点】

- ・ 同行避難者（飼育者）は動物の近く
- ・ 非飼育者は動物の遠く

- ・ 鳴き声・臭い等の苦情を考慮



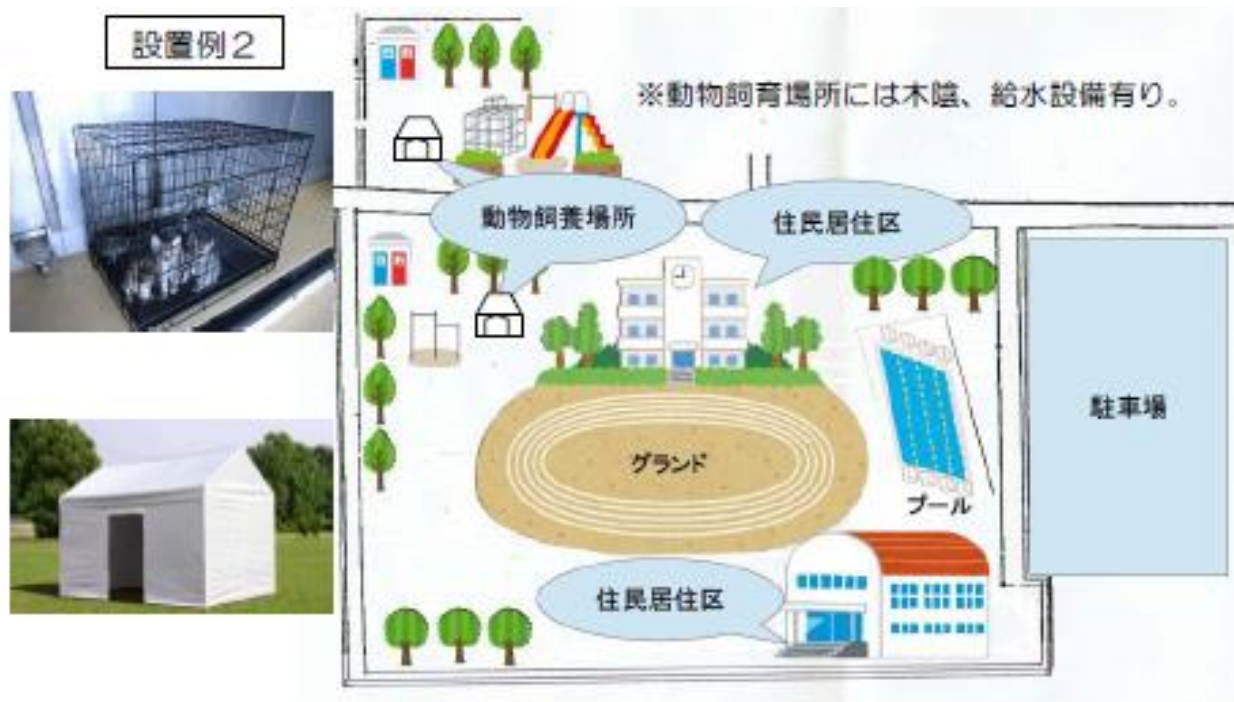
## ② 屋外に飼育場所を設置する場合（設置例 2）

通路や施設の入り口など人通りの多い場所は動物が興奮しやすいので避けて設置しましょう。また、動物が適正に飼育管理されるように水道設備などの近辺に設置したり、日照・風雨を避けられるよう木陰やテントが設置できる場所を選定するのが良いでしょう。屋外で飼育する場合も、屋内同様にケージを使用した飼育管理が原則ですが、やむを得ずつないで飼育する場合は、鉄棒などの遊具を利用することもできます。

### 【留意点】

- ・ テント、ケージ等の設置場所を給水設備の近くや木陰のある場所に設置
- ・ 気候の影響を受けやすいので、動物の体調管理には注意が必要

(2)



### (3) 基本的な飼育管理方法の作成

避難所にいるペットの飼育管理は、飼い主が責任をもって行うことが原則です。

避難所でのペットによる人への危害の防止や環境衛生の維持のため、基本的な飼育管理のルールについては、飼い主が責任を持って行うよう、あらかじめ避難所の設置者や責任者を中心として作成しておきましょう。

#### ○ 避難所の設置者や責任者においてあらかじめ決めておきたいルール

- ペットの散歩の方法やその時間帯、コース
- ペットへのエサの与え方
- ブラッシング等トリミング場所の指定
- 糞尿等の汚物の処理方法
- ペット関係用品の保管場所
- トラブル発生時の責任者への報告方法

など

### (4) 飼い主・住民への啓発・周知

#### ① ペットとの同行避難のための飼い主への啓発

スムーズなペットとの同行避難の実施や、他の人の迷惑とならないように避難所でペットとともに生活するためには、飼い主さんが<sup>(3)</sup>十分な準備をしておく必要があります。

日頃から、市町発行物や回覧物などで、ペットの飼い主に対してペットの災害対策を講じておくよう啓発しておきましょう。

<ペットの災害対策のための主な準備>

- 所有者明示をしておくこと  
迷子札や、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップなど
- 基本的なしつけをしておくこと  
ケージやキャリーバックでの生活に、日頃から慣れさせておく
- ペットの健康管理をきちんと行っておくこと  
狂犬病予防注射や感染症予防のワクチンの接種、不妊去勢手術の実施など  
動物手帳やカードに記録しておくこと便利です。
- ペットの飼育場所の安全を確認しておくこと  
小屋やケージ、鎖やリードの強度の確認
- ペットに必要な物資を備えておくこと  
エサ・水、ペット用薬、ケージやリード、トイレ用品、タオルなど

② ペット受け入れ避難所の周知

ペットの受け入れが可能な避難所を選定したら、住民に周知しておきましょう（参考例1）。そうすることで、ペットの飼い主が同行避難をする場合に、どの避難所に向かえば良いのかが分かり、結果としてペットの受け入れができない避難所にペットを連れた避難者が集まるなどの混乱を避けることができます。

ペット同行者専用避難所とそれ以外の避難所が設定できれば理想的かもしれません。

なお、平常時のペットの災害対策や避難所でのペットの基本的な飼育管理のルールについても併せて周知しておきましょう。

避難訓練の際に、ペットとの同行避難を想定して訓練するとさらに効果的です。

＜ペット受け入れ避難所の周知チラシ 例＞

（参考例1）

### ペット受け入れ可能な 避難所のお知らせです

〇〇町で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることが出来る避難所は次のとおりです。  
日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。

避難所名	住所	電話
〇〇避難所	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇〇
××避難所	×××××	×××××-×××××
△△避難所	△△△△△	△△△△△-△△△△△
□□避難所	□□□□□	□□□□□-□□□□□
▲▲避難所	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲-▲▲▲▲▲
■■避難所	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■-■ ■ ■ ■ ■

※ トラヤライオンなどの危険な動物は受け入れられません。

これらの避難所でも、ペットと生活するためには、**飼い主さん自身で十分な準備をいただく必要があります。**  
ペットケージやリード、ペットフードやトイレ用品の準備をお願いします。  
また、避難所ごとの飼育管理のルールのご遵守についてもよろしくお願ひします。

基本的な飼育管理ルールは、裏面にあります。

### 避難所でのペット飼育の基本的ルール

- 1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。  
原則として、住民の居室には、ペットを持ち込むことは出来ません。また、ペット飼育場所以外での飼育管理は行わないでください。
- 2 ペットの世話飼い主さんの責任で実施してください。  
通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行ってください。具体的な例は次のとおりです。
  - ① ペットのエサやり
  - ② ペットの散歩
  - ③ 飼育場所の清掃や糞尿の処理 など
- 3 トラブルの発生防止に努めてください。  
ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。  
また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、指示に従ってください。

あなたのペットが、避難所の癒しの存在となるように、  
ご協力をお願いします。



<平常時の対策の流れ>



# ～人と動物の災害発生時のために～

## 2 災害発生時のペットの受け入れ

### (1) ペット同行避難者の専用窓口への誘導と飼育場所の設置

災害発生時に避難者がペットと同行避難をしてきた場合、ほかの避難者への危害を防止する観点から、ペット同行避難者専用の受付窓口と飼育場所を設置し、そちらへ誘導するようにしましょう。

また、同行してきたペットについて、飼い主からペットに関する情報を聞き取り、受け入れに問題ないと判断されるまで、動物の飼育場所へ連れて行くことは避けましょう。

### (2) ペット同行避難者の届出

飼い主とペットの状況を把握することは、避難所の円滑な運営やトラブル発生防止のために重要です。

動物の飼育状況の把握のためにも、避難所での受付時に、飼い主にペットの状況について届出をしてもらいましょう（参考様式1）。また、その際には、避難所での動物飼育管理のルールを周知しましょう。

届出により、受入可能な動物であれば、ペット個体識別票を渡して、ペットケージなどに貼り付けてもらい、さらにペットにも迷子札などの所有者明示を施し、避難所での飼育管理に役立てましょう。

### (3) ペット飼育名簿や飼育当番表の作成

避難所責任者等は、円滑な避難所運営と、トラブル発生時の迅速な対応のため、飼い主の届出をもとに動物の飼育状況について、名簿にまとめておきましょう（参考様式2）。また、飼い主同士でペットの世話ができるよう、ペット飼育当番表（参考様式3）があると、避難所での飼育管理に役立ちます。

（参考様式1）

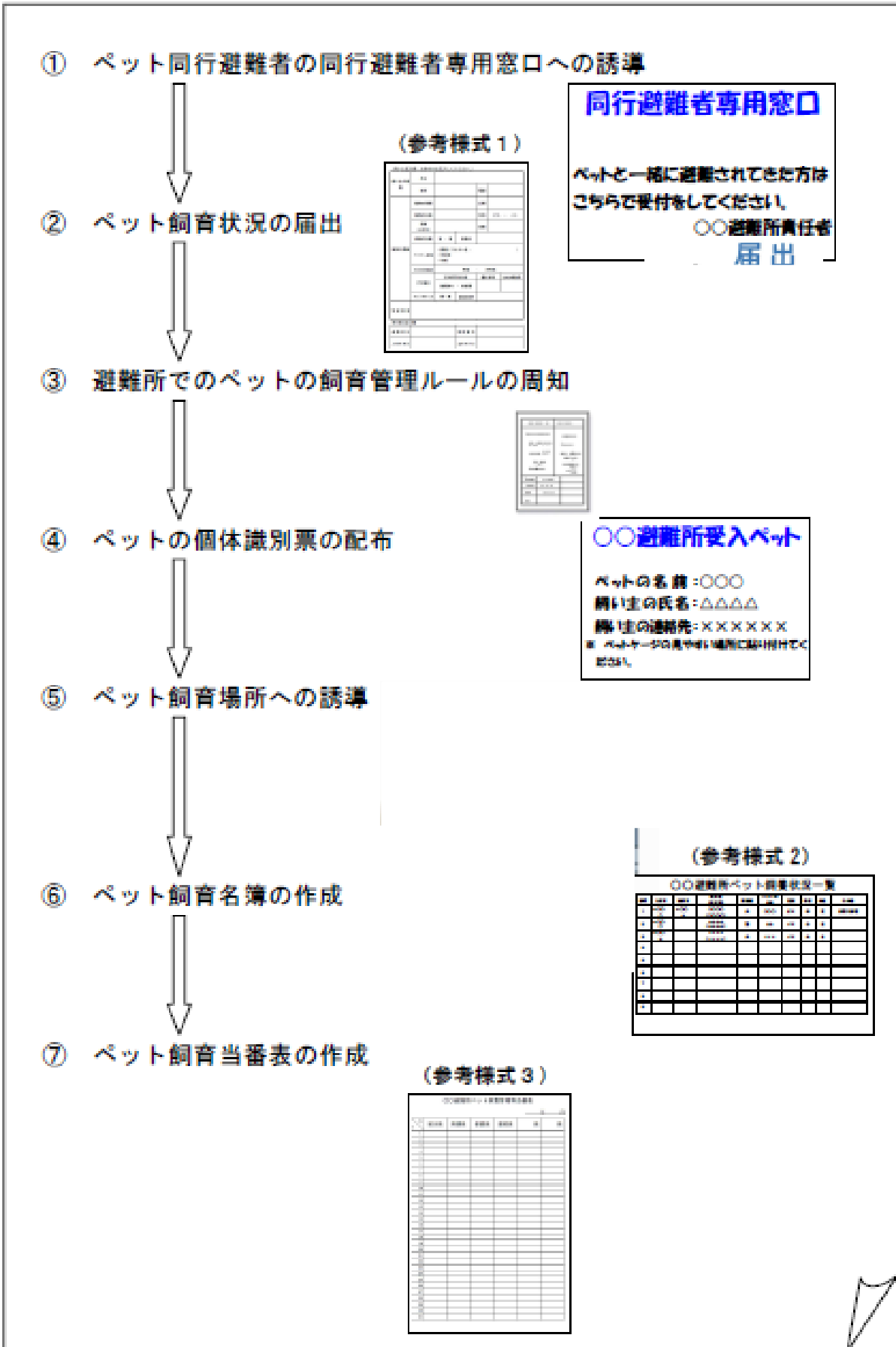
種別	性別	年齢	種別
犬	雄	3歳	雑種
猫	雌	1歳	雑種
小動物	雄	2歳	雑種
その他			

（参考様式2）

ペット名	種別	性別	年齢	飼育場所	担当	備考
太郎	犬	雄	3歳	101号	山田	
花子	猫	雌	1歳	102号	田中	
次郎	犬	雄	2歳	103号	佐藤	
みゆ	猫	雌	2歳	104号	鈴木	
...	...	...	...	...	...	...

(7)

＜ペット受け入れ時のおおまかな流れ＞



### 3 避難所における動物の管理

#### (1) ペットの飼育管理

避難所でのペットの飼育管理は、飼い主の責任で実行するものです。

ペットの飼育管理をスムーズに行うことができるよう、あらかじめ、ペットの世話の当番表やチェックシートの作成を検討しておきましょう。

#### チェックシートに記載する必要物資の例

- ・ ペットフード，水（動物種ごと・年齢ごと・療法食等別ごとなど）
- ・ 動物用医薬品等
- ・ 首輪，リード等，食器
- ・ トイレ用品（ペットシート，猫砂，ペーパースコップなど）

（参考様式3）

		年 月				
日	給水係	清掃係	保健係	運搬係	係	係
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

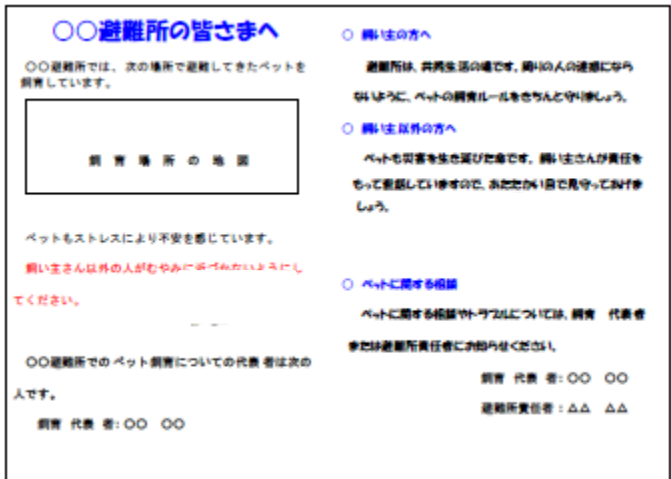
#### (2) 避難所での避難者への情報提供

避難所でのペットの飼育状況について、その避難所での避難者への情報提供を行いましょう。特に、ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知しておくとともに、ペットにもストレスがかかっていることなどから、避難者への危害防止のため、動物に安易に近づかないように、掲示板での貼り紙やチラシ、回覧板などで啓発しておきましょう。

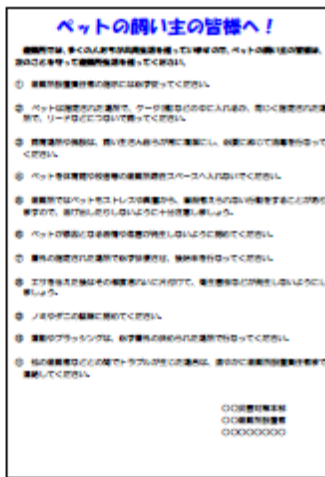
(9)

＜ペット受け入れ避難所の掲示物の例＞

（参考例 2）



（参考例 3）



(3) トラブル発生の防止と対応

避難所での動物飼育に伴うトラブルの発生防止やその解決のため、飼い主の中から動物飼育管理に関するペットグループの代表者を指定しましょう。

原則としてトラブルの解決は、個人で対応せず、グループ全体の責任で対応するようにしましょう。また、重大なトラブルや避難所運営に係るトラブルについては、避難所責任者等と協議して対応することとし、その対応状況と結果については、その避難所の避難者全体に周知するように努めましょう。

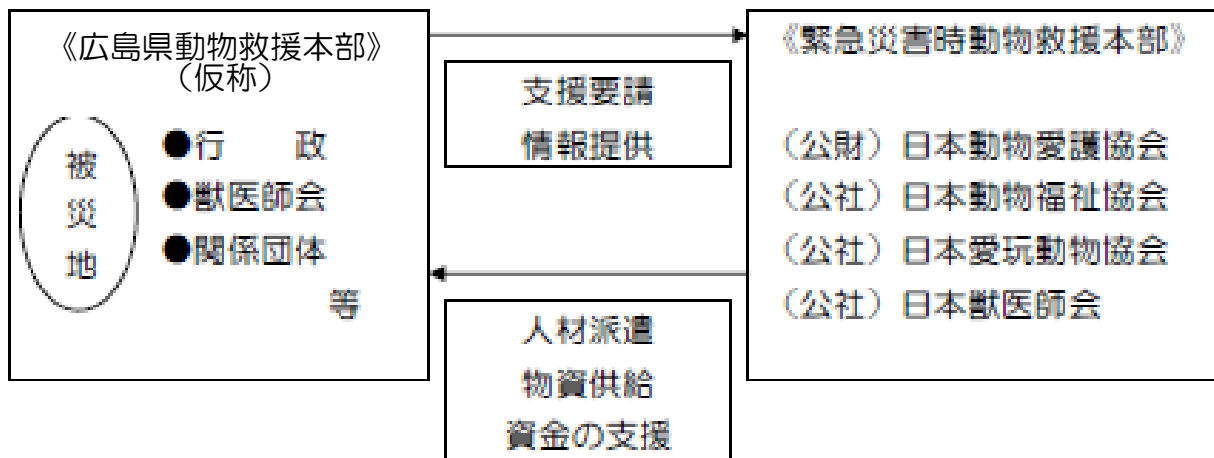
## 4 被災動物救護活動について


### (1) 広島県動物救援本部

災害発生時には、県を中心とした行政や動物関係団体等が「広島県動物救援本部」（仮称）を設置し、災害時における動物の救護活動に関する協定を締結している公益社団法人広島県獣医師会を中心として、動物愛護推進員やボランティア等と協力して緊急的な動物救護活動を開始することになります。

一方、即応的な組織として、動物愛護に携わる公益法人4団体（公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会、公益社団法人日本獣医師会）で組織している「緊急災害時動物救援本部」が、被災地の都道府県等行政の要請により「被災動物の救護等のための人材派遣・物資援助・資金供与及び救援活動を円滑に実施するための政府、都道府県等関係行政機関との連携・協力及び連絡調整等」を行い、現地救援本部等、被災地の自治体等を支援します。

#### <緊急災害時動物救援本部活動>



 <b>どうぶつ 救援本部</b>	<b>緊急災害時動物救援本部</b> 事務局 公益財団法人日本動物愛護協会内 Address : 〒107-0062 東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階 Mail : support@doubutsukyuen.org (公財)日本動物愛護協会 (公社)日本動物福祉協会 (公社)日本愛玩動物協会 (公社)日本獣医師会
---	--

(11)

### (2) 広島県における被災動物救護活動

県内で大規模な災害が発生した場合に、動物による人への危害防止、動物の愛護及

び管理のために行う動物の救護活動等を円滑に実施するため、県、市町、関係団体等の役割分担が必要です。

県は、被災動物の救護のため、次の役割を担っています。

#### 広島県の役割

- ① 各避難所への物資の配分や獣医師等の派遣について、国、緊急災害時動物救援本部及び公益社団法人広島県獣医師会などの関係団体と連絡調整
- ② 避難所での動物の飼育管理に関する支援を行うボランティア等の手配

市町は、県と協働して被災動物の救護を実施するとともに、次の役割を担っています。

#### 市町の役割

- ① 避難所等における飼い主とともに同行避難してきたペットの飼育場所の確保
- ② 日頃からのペット同行避難訓練
- ③ 広島県動物救援本部（仮称）への避難所等におけるペット飼育状況の情報提供と活動支援の実施

また、避難所における被災動物の救護活動等を円滑に実施するため、公益社団法人広島県獣医師会と広島県の間で、広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定を締結しています。

この協定に基づく被災動物の救護活動の具体的な内容としては、避難所へ獣医師などの専門家を派遣し、動物の健康管理を実施したり、傷病動物の治療を行う獣医療の提供や、避難所での動物の飼育管理に関する相談・助言を行うこと、動物用医薬品をはじめとした物資を提供することを想定しています。

### (3) 被災動物救護活動に関する情報収集・発信

国や県、関係団体が実施する被災動物救護活動が円滑かつ効果的に実施されるには、動物の飼育状況に関する情報や飼い主への情報発信が不可欠となります。

このような情報収集・発信については、避難所の責任者が、被災動物救護活動に関する情報を住民に周知するとともに、避難所ごとの動物の飼育状況や動物救護活動についての要望などを取りまとめ、被災動物救護活動の調整役である広島県動物救援本部（仮称）に、情報を提供してください。

また、災害発生時には、逸走して飼い主とはぐれた動物や所有者の分からない動物が多数発生することが予測されます。このような動物を速やかに保護し、飼い主へ返還するためにも、避難所責任者は、飼い主から聴き取った逸走動物の情報や、放浪している動物の目撃情報を広島県に報告するとともに、被災動物救護活動に伴って保護された動物の情報を避難所に掲示板を作成するなど、情報提供をお願いします。

#### ● 被災動物救護活動等に関する連絡先

機 関 名 連 絡 先 住 所

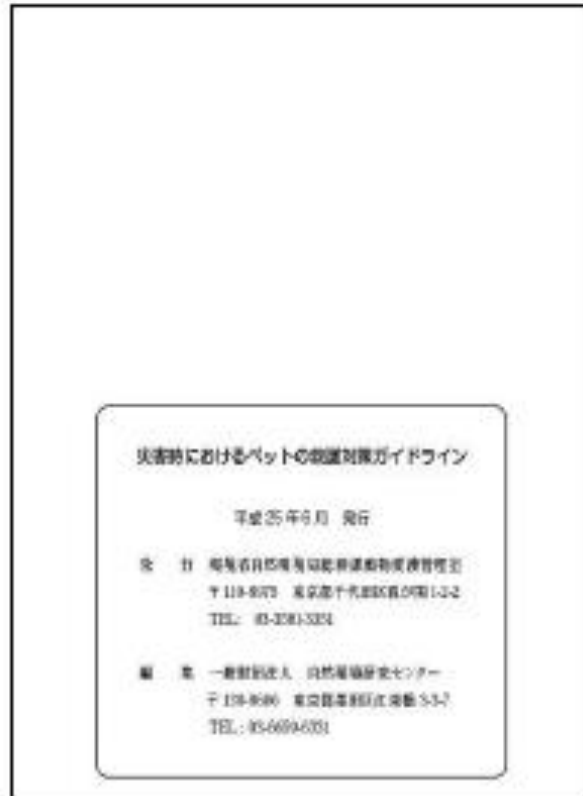
機関名	連絡先	住 所	管轄区域
広島県健康福祉局 食品生活衛生課	082-513-3103	広島市中区基町10-52	全県
広島県動物愛護センター	0848-65-8611	三原市本郷町南方8915-2	広島市，呉市，福山市を除く市町
広島市動物管理センター	082-243-6058	広島市中区富士見町11-27	広島市
呉市動物愛護センター	0823-70-3711	呉市郷原町2380-319	呉市
福山市動物愛護センター	084-970-1201	福山市駅家町下山守546-14	福山市



## 5 参考資料

### (1) 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h2506.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html))



### (2) ペット飼育に関するQ&A（仮設住宅に入居された方向け）

Q 1 これまで外で飼っていたペットを室内で飼うことはできますか？

A 1 大型犬なども室内に入れてみましょう。

意外とうまくいきます。東北でもかなりのケースで成功しています。試してみて無理なら、その時方法を考えましょう。

問題を一人で抱え込まず動物救護本部にご相談ください。

Q 2 仮設住宅でペットを飼うときに健康面で注意することはありますか？

A 2 ペットも慣れない環境で暮らすのですから程度の差こそあれストレスを受けています。

普段からペットをよく観察し異常があるときは動物病院に相談してください。動物から人に伝染する病気もありますから、かかりつけの動物病院で定期的に健康診断を受けましょう。

(14)

Q 3 ペットの所有者明示は必要ですか？

A 3 ペットが逃げ出してしまった場合、仮設住宅など慣れない環境では自力で戻ってくることは困難です。そのためにはぐれてしまったペットが飼い主の元に戻れるよう所有者明示をつけましょう。ペットに迷子札をつけたり、マイクロチップというデータベース化した情報から身元検索できるチップを皮下に埋め込む方法があります。（マイクロチップの埋め込みは動物病院での施術が必要です。）

\* 犬の場合、狂犬病予防法という法律で、市町村から交付された犬の鑑札と狂犬病予防注射済票を犬に装着しなければならない規定があります。必ず首輪などに着けましょう。

Q 4 仮設住宅で近隣の人に迷惑をかけないか心配です。

A 4 仮設住宅ではペットを飼っていない人や動物が苦手な人もいます。このような人たちにも気を配ってペットを飼う必要があります。ペットに関する苦情で多いのが鳴き声などの騒音とペットの発する臭いです。ストレスが多いと鳴く傾向が高まりますので散歩を十分にいたり、触れ合う時間を多くとってストレスを発散させてあげてください。また臭い対策では、ペットの身体をきれいに保ち、ケージやトイレもこまめに清掃を行いましょう。

Q 5 不妊去勢手術はしたほうがよいですか？

A 5 発情期には雄雌ともに落ち着きがなくなったり、発情期特有の鳴き声を頻繁に発するなど普段とは全く違う行動をします。近隣の迷惑になる恐れがあるばかりでなく、異性を求めて逃げ出す事例も増えます。無事戻ってきたら赤ちゃんが生まれてしまったなどの問題が起きることも。特別な事情がなければ不妊去勢手術を行いましょう。ペットが年をとってかかる病気（精巣がんや子宮蓄膿症など）の予防にもなります。

Q 6 不意な訪問客に犬が飛びかかってしまう恐れがあります。

A 6 このような事例があるとお互いに驚いてしまいますね。悪くするとトラブルの原因にもなります。予防策として、玄関にペットを飼っている旨の張り紙やステッカーを玄関の目立つ所に掲げ、訪問客に注意を促しましょう。また、犬が飛びかからないように、日頃から「待て」や「伏せ」などの基本的な号令に従うようしつけを行ったり、室内に柵を設置したりして犬が飛びかからないようにしてください。万一、飼っている犬が人を咬んでしまったら、動物愛護（管理）センターに連絡してください。

Q 7 犬の散歩時の注意点について教えてください。

A 7 散歩時は、犬もうれしくて興奮しているので、仮設住宅の敷地内では犬が人を咬んだり、排尿するなどトラブルになる可能性があります。そのため敷地内では犬を抱きかかえる、引き綱を短く持って犬を制御するなど配慮が必要です。またビニール袋と水を入れたペットボトルを携帯し、排便はビニール袋に入れて持ち帰り、排尿は水で流すようにしましょう。

草むらなどで遊ばせると、ノミやダニをつけてしまうので動物病院で定期的に薬を処方してもらいましょう。犬についてのノミやダニは、人にもうつるだけでなく、重篤な病気を引き起こす恐れがあります。

### (3) 参考様式・参考例

<参考様式1：避難所同行ペット届出票>

<参考様式2：避難所ペット飼育状況一覧>

<参考様式3：避難所ペット管理等当番表覧>

<参考例1：ペット受け入れ避難所の周知チラシの例>

<参考例2：避難所住民へのペット飼育についての情報提供チラシの例>

<参考例3：ペット飼育場所掲示物の例>



<参考様式2：避難所ペット飼育状況一覧>

避難所ペット飼育状況一覧

番号	入所日	退所日	飼育者 （住所等）	動物種	ペットの 名前	性別	年齢	種別	その他
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

<参考様式3：避難所ペット管理等当番表覧>

## 〇〇避難所ペット飼養管理等当番表

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月

日	係	給水係	清掃係	保健係	連絡係	係	係
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

<参考例1：ペット受け入れ避難所の周知チラシの例>

## 避難所でのペット飼育の基本的ルール

- 1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。  
原則として、住民の居室には、ペットを持ち込むことは出来ません。また、ペット飼育場所以外での飼育管理は行わないでください。
- 2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。  
通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行ってください。具体的な例は次のとおりです。
  - ① ペットのエサやり
  - ② ペットの散歩
  - ③ 飼育場所の清掃や糞尿の処理 など
- 3 トラブルの発生防止に努めてください。  
ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。  
また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、指示に従ってください。

**あなたのペットが、避難所の感しの存在とされるように、**

**ご協力をお願いします。**

## ペット受け入れ可能な 避難所のお知らせです

〇〇町で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることが出来る避難所は次のとおりです。

日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。

避難所名	住 所	電 話
〇〇避難所	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇〇
××避難所	×××××	××××-××××
△△避難所	△△△△△	△△△△-△△△△
□□避難所	□□□□□	□□□□-□□□□
▲▲避難所	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲-▲▲▲▲
■■避難所	■■■■■	■■■■-■■■■

※ トラヤライオンなどの危険な動物は受け入れられません。

これらの避難所でも、ペットと生活するためには、**飼い主さん自身で十分な準備をしていただく必要があります。**

ペットケージやリード、ペットフードやトイレ用品の準備をお願いします。

また、避難所ごとの飼育管理のルールの遵守についてもよろしく願います。

基本的な飼育管理ルールは、裏面にあります。

参考例 2：避難所住民へのペット飼育についての情報提供チラシの例＞

## 〇〇避難所の皆さまへ

<h3>〇〇避難所の皆さまへ</h3> <p>〇〇避難所では、次の場所で避難してきたペットを飼育しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>飼 育 場 所 の 地 図</p></div> <p>ペットもストレスにより不安を感じています。</p> <p><b>飼い主さん以外の人がむやみに近づかないようにしてください。</b></p> <p>〇〇避難所でのペット飼育についての代表者は次の人です。</p> <p style="text-align: right;">飼 育 代 表 者：〇〇 〇〇</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 飼い主の方へ</li><li>避難所は、共同生活の場です。周りの人の迷惑にならないように、ペットの飼育ルールをきちんと守りましょう。</li><li>○ 飼い主以外の方へ</li><li>ペットも災害を生き延びた命です。飼い主さんが責任をもって世話していますので、あたたかい目で見守ってあげましょう。</li><li>○ ペットに関する相談</li><li>ペットに関する相談やトラブルについては、飼育代表者または避難所責任者にお知らせください。</li></ul> <p style="text-align: right;">飼 育 代 表 者：〇〇 〇〇 避 難 所 責 任 者：△△ △△</p>
--	---

<参考例 3：ペット飼育場所掲示物の例> (21)



## ペットの飼い主の皆様へ！

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆様は、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① 避難所設置責任者の指示には必ず従ってください。
- ② ペットは指定された場所で、ケージ(檻)などの中に入れるか、同じく指定された場所で、リードなどにつないで飼ってください。
- ③ 飼育場所や施設は、飼い主さん自らが常に清潔にし、必要に応じて消毒を行なってください。
- ④ ペットを体育館や校舎等の避難所居住スペースへ入れないでください。
- ⑤ 避難所ではペットもストレスや興奮から、普段考えられない行動をすることがありますので、逃げ出したりしないように十分注意しましょう。
- ⑥ ペットが原因となる苦情や危害が発生しないように努めてください。
- ⑦ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行なってください。
- ⑧ エサを与えた後はその都度きれいに片付けて、衛生害虫などが発生しないようにしましょう。
- ⑨ ノミやダニの駆除に努めてください。
- ⑩ 運動やブラッシングは、必ず屋外の決められた場所で行なってください。
- ⑪ 他の避難者などとの間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所設置責任者まで連絡してください。

〇〇災害対策本部

〇〇避難所設置者

〇〇〇〇〇〇〇〇

---

ペットの受け入れのための避難所運営ガイドライン

広島県健康福祉局食品生活衛生課

〒730-8511

広島市中区基町10番52号

TEL 082-513-3103

発行 平成29年\_\_月\_\_

---

## 広島県災害時動物救護活動マニュアル（案）

### 1 趣旨

このマニュアルは、環境省が示す「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を踏まえ、動物愛護の観点、及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時（以下「災害時」という。）又は災害時に備え平常時に、県が行う動物救護対策の具体的な行動を示したものである。

### 2 災害時に備えた平常時の県の対応

#### (1) 飼い主への災害時対策の周知

- ① 飼養しているペットが逸走しないよう確実な係留等の実施
- ② 犬の鑑札及び注射済票、迷子札の装着等所有者明示の実施
- ③ ペットフードの備蓄、避難所での飼養を想定したケージ飼い訓練等の防災準備の実施

#### (2) 各市町への要請

- ① 所有者明示、防災準備の実施等飼い主への災害時対策の周知
- ② 災害時におけるペットとの同行避難実施についての周知
- ③ 避難所及び仮設住宅へのペットの受け入れ（避難所付近への仮設テントの設置等）

#### (3) 特定動物飼養施設への指導

- ① 災害時においても特定動物が確実に管理できるよう、飼養施設の保守点検や災害時対応マニュアルの作成等を指導
- ② 特定動物飼養者の緊急連絡先の把握

#### (4) 動物取扱業者への指導

- ① 災害時における飼養動物の管理について、避難場所の確保等災害対応マニュアルの作成等を指導
- ② 動物取扱業者の緊急連絡先の把握

#### (5) 関係団体等との連携

災害時に円滑に動物救護活動がきるよう、平常時から関係団体等と情報交換を行い、相互の連携強化に努める。

### 3 災害時における動物救護活動

#### (1) 災害時における動物救護組織体制

別紙のとおり

#### (2) 県の対応

##### ① 人への危害防止対策

県動物愛護センターは、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災地での

逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行い、必要な対応を行う。

② 動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の設置・運営

被災地の情報を収集・分析し、被災地における動物等への対応が必要と判断する場合、災害時の動物救護活動に関する協定を締結している団体（以下「協定団体」という。）と協議し、動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）を設置する。

**（３） 動物救護本部の役割**

県及び県獣医師会等で構成することとし、県食品生活衛生課長を本部長とし、県食品生活衛生課内に事務局を置く。動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整等を行う。

① 避難所・仮設住宅におけるペットの受入れの要請

関係市町に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの受入れを要請する。

② 関係機関（国、他自治体、緊急災害時動物救援本部等）への協力要請

被災地の状況に応じて、全国レベルで設置される緊急災害時動物救援本部へ支援要請を行うなど、必要に応じて関係機関に動物救護活動等への協力要請を行う。

③ 被災地の情報収集及び地域支部（動物救護施設）等との連絡調整

被災地の情報を収集・分析し、地域支部（動物救護施設）及び関係機関へ情報提供するなど、動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整を行う。

④ 義援金の募集・活用

必要に応じて義援金の募集を開始する。集まった義援金は適切に管理し、必要な支援に活用する。

**（４） 地域支部（動物救護施設）の役割**

県動物愛護センター、県獣医師会支部、登録動物愛護団体等で構成し、県動物愛護センター所長を支部長とし、県動物愛護センター内に事務局を置く。構成員が連携・協働して動物救護活動に当たる。

① 地域支部（動物救護施設）の設置場所

設置場所は県動物愛護センター内とする。災害の規模が大きく、全ての負傷動物・放浪動物を収容できない場合等、状況により別に施設の設置を検討する。

② 被災動物に関する相談窓口の設置

できるだけ早期に窓口を設置し、被災動物に関する相談に対応する。

③ 負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療

道路、公園、広場、その他の公共の場所における所有者不明の負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療等を行う。

④ 避難住民の飼い犬猫の一時預かり

避難所において、動物の受入れができない場合、及び仮設テントの設置等避難所付近に収容場所が確保されるまでの期間に飼い主から一時預かりを依頼された場合は、必要な手続き

行い依頼に応じる。

⑤ 避難所・仮設住宅の動物収容施設におけるペットの適正飼育・健康管理の支援

避難所・仮設住宅において人と動物が秩序ある共同生活を営むため、必要に応じてペットの適正飼育・健康管理を支援する。

⑥ 救援物資の受入れ・配布

救援物資の受入れ保管を行うとともに、避難所、仮設住宅ごとに情報を収集し、必要な物資を配布する。

⑦ 各構成員の役割分担

県動物愛護センター

：地域支部（動物救護施設）の業務実施主体であり、業務全般に携わるとともに、内容に応じ獣医師会支部、動物愛護団体等に業務の実施・協力を依頼する。

県獣医師会支部

：主に動物の応急手当・治療に関する業務に当たり、ペットの健康管理支援、及び避難住民の飼い犬猫の一時預かりにも対応する。

動物愛護団体

：主に避難所・仮設住宅におけるペットの適正飼育支援、救援物資の配布に当たり、避難住民の飼い犬猫の一時預かり依頼にも対応する。

（５） 災害の終息

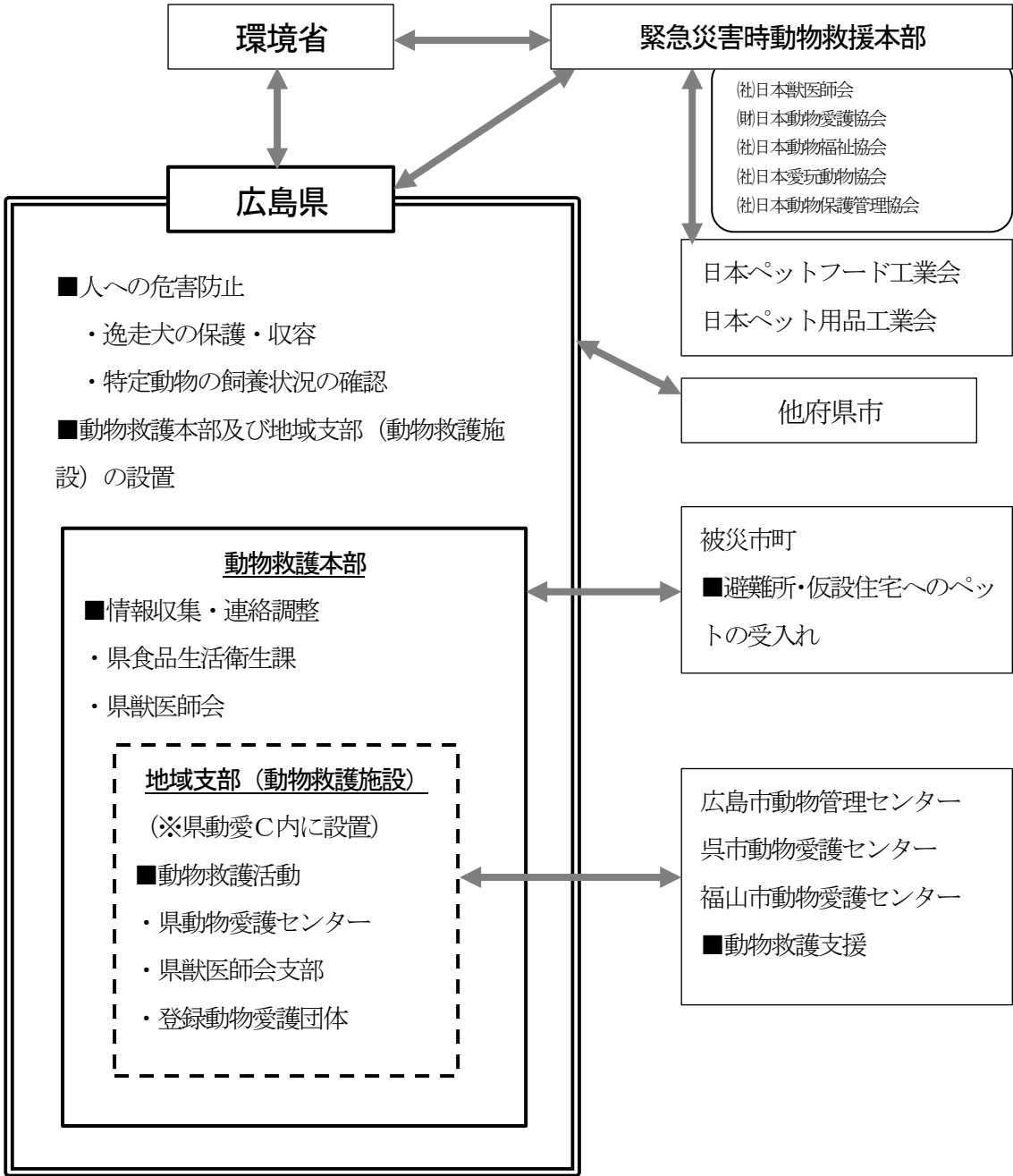
① 動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の活動停止と解散

災害が終息し、動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の活動を継続する必要がないと認められる場合は、その活動を停止し解散する。

② 被災者等に対する周知

動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の解散後においても、関係団体等において継続して実施される業務については、その旨を被災者等へ周知するものとする。

災害時における動物救護組織体制



そ の 他

# 動物愛護管理業務に係る県民ニーズ等調査結果について

## 1 調査方法

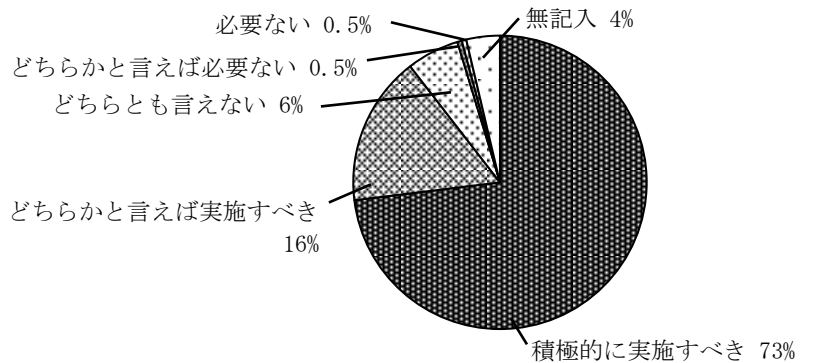
- (1) 実施期間：平成 28 年 9 月
- (2) 対象地域：広島市，呉市，福山市を除く県内 20 市町
- (3) 標本抽出：人口割合により選挙人名簿からの無作為抽出により 2,000 人を抽出
- (4) 調査方法：郵送による無記名調査
- (5) 回答者数：1,002 名（回答率 50.1%）

## 2 結果

### (1) センターの業務について

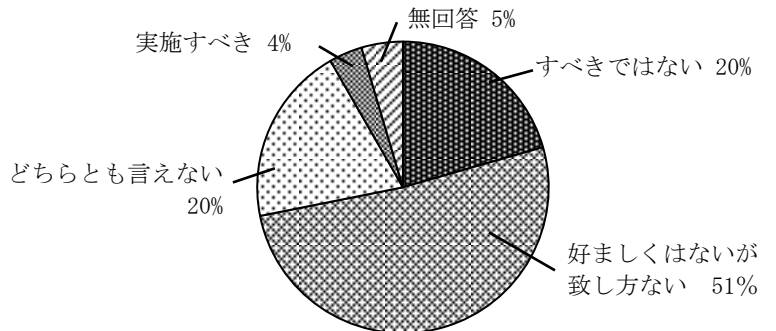
(ア) 譲渡業務については，多い順に積極的に実施すべき 73%，どちらかといえば実施すべき 16%であった。

積極的に実施すべき	732 人
どちらかといえば実施すべき	165 人
どちらとも言えない	58 人
どちらかといえば必要ない	5 人
必要ない	5 人
無回答	37 人



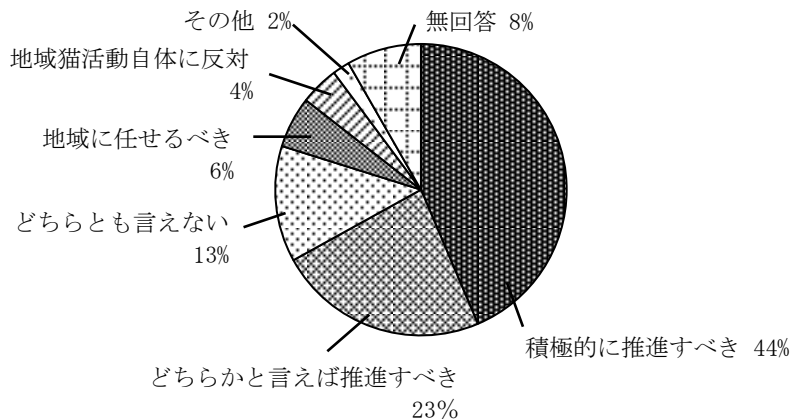
(イ) 殺処分について，好ましくないとの考えは 71%であった。一方，殺処分自体を否定していないのは 24%となった。

すべきではない	206 人
好ましくはないが致し方ない	514 人
どちらとも言えない	199 人
実施すべき	37 人
無回答	46 人



(ウ) 地域猫活動について，推進派は 67%，否定派は 10%であった。

積極的に推進すべき	437 人
どちらかといえば推進すべき	234 人
どちらとも言えない	129 人
地域に任せるべき	57 人
地域猫活動自体に反対	43 人
その他	19 人
無回答	83 人





(2) センターの今後について

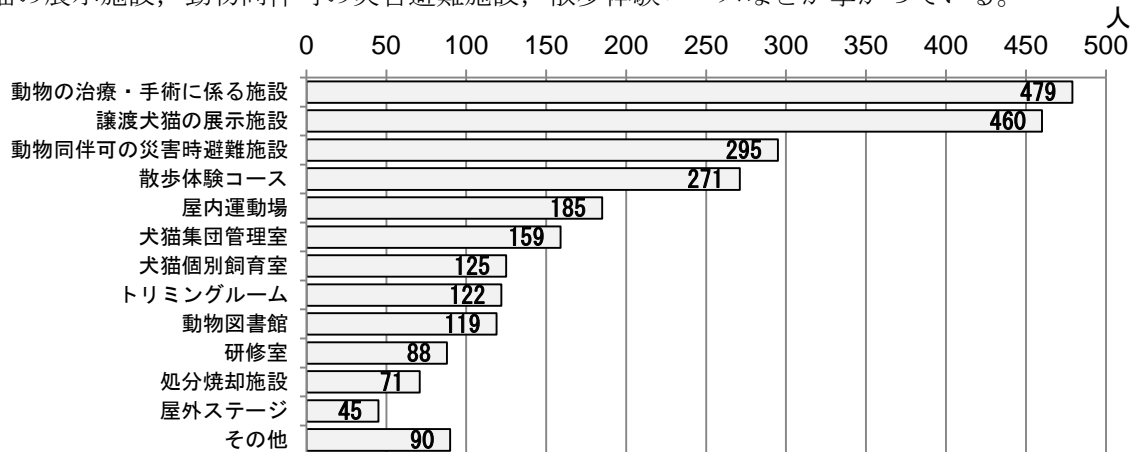
(ア) 広島県動物愛護センターの建物をどうするべきかについて

- ① 老朽化した施設の建替え若しくは改修については、現施設改修 18%、別の場所で建替え 14%であった。
- ② 動物愛護センター訪問経験者 68 名中では、多い順に別の場所で建替え 34%、現施設改修 28%となった。

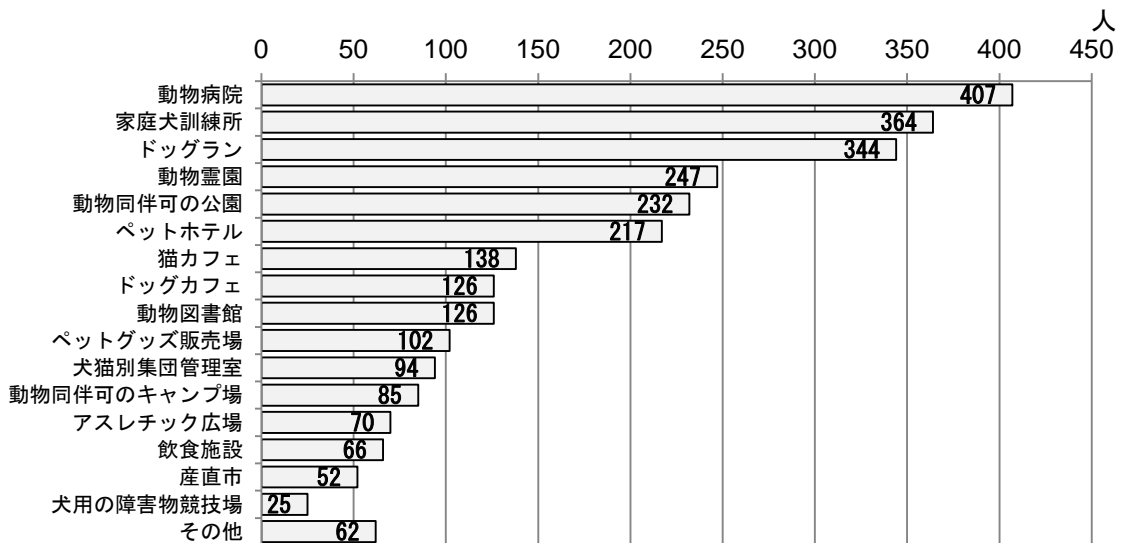
	全体	訪問経験者（再掲）
現在の場所で建て替え	72 人 (7%)	8 人 (12%)
別の場所で建て替え	135 人 (14%)	23 人 (34%)
現在の施設を改修	181 人 (18%)	19 人 (28%)
現状のまま	263 人 (26%)	11 人 (16%)
無回答	351 人 (35%)	7 人 (10%)

(イ) 動物愛護センターに求められる施設について

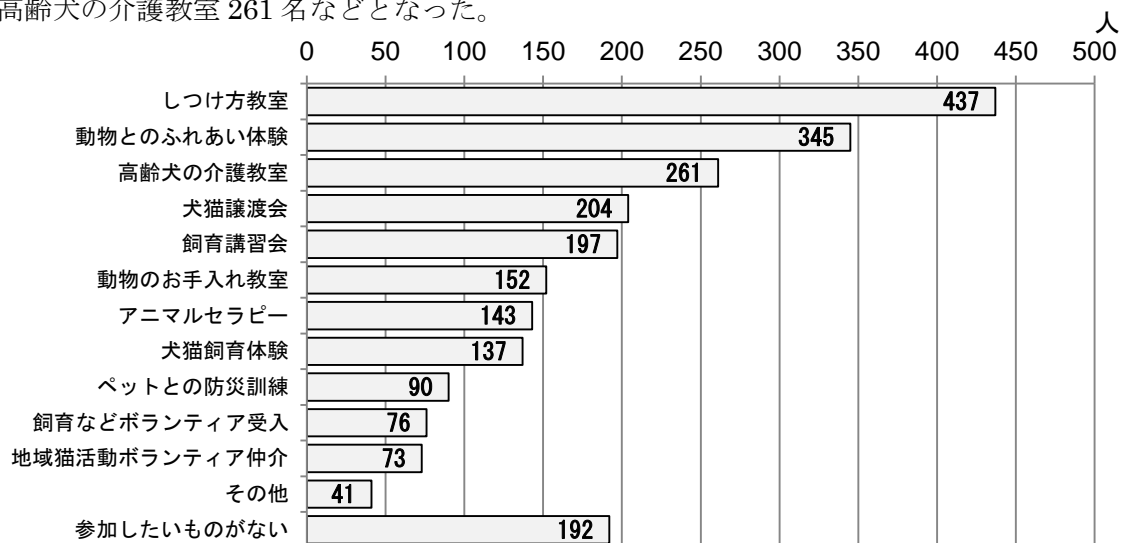
- ① センターにどのような施設があればよいかについては、多い順に動物の治療・手術施設、譲渡犬猫の展示施設、動物同伴可の災害時避難施設、散歩体験コースなどが挙げられている。



- ② センターに併設してほしい施設については、多い順に動物病院、家庭犬訓練所、ドッグラン、動物霊園、動物同伴可の公園、ペットホテルなどが挙げられている。



(ウ) センターで実施すべき事業について、多い順にしつけ方教室 437 名、動物とのふれあい体験 345 名、高齢犬の介護教室 261 名などとなった。



#### 4 まとめ

- (1) 業務について、現在行っている譲渡業務、地域猫活動については、推進していくことに概ね賛同を得た。また、殺処分については、好ましくないとの考えが約 8 割を占めた。
- (2) 動物愛護センターに求められる施設については、動物同伴可の災害避難施設など現在はない施設が挙げられた。
- (3) センターで実施すべき事業について、現在実施していない高齢犬の介護教室などが挙げられた。
- (4) 動物愛護センターが昭和 55 年に設置されてから 36 年経過し、業務内容については概ね理解されていたものの、センターへの訪問は少ない状況であった。
- (5) 訪問が少ない理由としては、県中央部にあるものの分かりにくい、アクセスが悪いといったことがあったが、センターへの訪問する目的では、約 8 割が何らかの理由で訪問したいとの回答であり、多様なニーズがあると考えられた。
- (6) 今後、さらに動物愛護についての普及啓発の推進を図るためには、動物を救う一助となる施設であると同時に訪問しやすい様々な要望に応えられる施設が必要と考えられた。

## 犬猫収容等頭数

(1) 平成28年4月～12月の犬・猫の致死処分数等 (速報値)

		収容頭数				返還譲渡頭数			致死処分数
		保護	引渡	所有権放棄	計	返還	譲渡	計	
広島県	犬	66	1,030	29	1,125	26	1,045	1,071	74
	猫	/	868	12	880	1	608	609	289
	計	66	1,898	41	2,005	27	1,653	1,680	363
広島市	犬	7	84	9	100	54	40	94	2
	猫	/	1,015	41	1,056	3	1,038	1,041	14
	計	7	1,099	50	1,156	57	1,078	1,135	16
呉市	犬	45	131	3	179	13	160	173	5
	猫	/	665	6	671	0	680	680	2
	計	45	796	9	850	13	840	853	7
福山市	犬	11	286	4	301	37	262	299	6
	猫	/	629	20	649	2	439	441	203
	計	11	915	24	950	39	701	740	209
合計	犬	129	1,531	45	1,705	130	1,507	1,637	87
	猫	/	3,177	79	3,256	6	2,765	2,771	508
	計	129	4,708	124	4,961	136	4,272	4,408	595

※ 環境省事務提要の記入要領に準じて記入

(2) 平成27年4月～12月の犬・猫の致死処分数等

		収容頭数				返還譲渡頭数			致死処分数
		保護	引渡	所有権放棄	計	返還	譲渡	計	
広島県	犬	92	1,016	11	1,119	22	601	623	496
	猫		836	14	850	2	171	173	677
	計	92	1,852	25	1,969	24	772	796	1,173
広島市	犬	16	96	19	131	67	57	124	3
	猫		809	56	865	1	850	851	16
	計	16	905	75	996	68	907	975	19
呉市	犬	46	114	15	175	20	135	155	30
	猫		554	0	554	0	489	489	71
	計	46	668	15	729	20	624	644	101
福山市	犬	10	225	4	239	44	161	205	33
	猫		452	18	470	1	182	183	289
	計	10	677	22	709	45	343	388	322
合計	犬	164	1,451	49	1,664	153	954	1,107	562
	猫		2,651	88	2,739	4	1,692	1,696	1,053
	計	164	4,102	137	4,403	157	2,646	2,803	1,615

(3) 収容頭数比較

	H28.4～12月 (①)			H27.4～12月 (②)			増減 (①-②)		
	犬	猫	計	犬	猫	計	犬	猫	計
広島県	1,125	880	2,005	1,119	850	1,969	6	30	36
広島市	100	1,056	1,156	131	865	996	▲ 31	191	160
呉市	179	671	850	175	554	729	4	117	121
福山市	301	649	950	239	470	709	62	179	241
合計	1,705	3,256	4,961	1,664	2,739	4,403	41	517	558

(4) 平成27年度犬猫収容頭数(全国速報値)

		合計収容頭数順		
		合計	犬	猫
1	愛知県	5,527	2,169	3,358
2	北海道	5,510	1,401	4,109
3	長崎県	5,153	1,372	3,781
4	広島県	5,125	2,196	2,929
5	福岡県	4,833	1,961	2,872
6	茨城県	4,683	2,172	2,511
7	大阪府	4,675	549	4,126
8	千葉県	4,642	1,970	2,672
9	兵庫県	4,568	934	3,634
10	香川県	4,566	2,678	1,888
11	山口県	4,508	1,480	3,028
12	愛媛県	4,331	1,340	2,991
13	沖縄県	4,219	1,953	2,266
14	鹿児島県	4,166	1,848	2,318
15	宮城県	4,065	770	3,295
16	福島県	4,063	1,088	2,975
17	熊本県	4,039	1,893	2,146
18	大分県	3,343	869	2,474
19	静岡県	3,289	854	2,435
20	神奈川県	3,187	1,020	2,167
21	群馬県	3,168	1,528	1,640
22	和歌山県	2,791	495	2,296
23	岐阜県	2,651	767	1,884
24	宮崎県	2,581	1,267	1,314
25	長野県	2,464	764	1,700
26	新潟県	2,456	464	1,992
27	高知県	2,329	488	1,841
28	埼玉県	2,281	1,411	870
29	徳島県	2,200	1,144	1,056
30	滋賀県	2,065	562	1,503
31	奈良県	2,042	322	1,720
32	三重県	1,916	637	1,279
33	山梨県	1,898	703	1,195
34	岡山県	1,894	944	950
35	京都府	1,756	320	1,436
36	栃木県	1,717	1,170	547
37	青森県	1,501	550	951
38	佐賀県	1,488	410	1,078
39	山形県	1,475	227	1,248
40	東京都	1,281	446	835
41	岩手県	1,163	335	828
42	鳥取県	1,001	206	795
43	島根県	947	165	782
44	秋田県	890	201	689
45	石川県	888	247	641
46	富山県	743	174	569
47	福井県	646	185	461
	全国計	136,724	46,649	90,075

<参考>

犬収容頭数順			猫収容頭数順		
1	香川県	2,678	1	大阪府	4,126
2	広島県	2,196	2	北海道	4,109
3	茨城県	2,172	3	長崎県	3,781
4	愛知県	2,169	4	兵庫県	3,634
5	千葉県	1,970	5	愛知県	3,358
6	福岡県	1,961	6	宮城県	3,295
7	沖縄県	1,953	7	山口県	3,028
8	熊本県	1,893	8	愛媛県	2,991
9	鹿児島県	1,848	9	福島県	2,975
10	群馬県	1,528	10	広島県	2,929
11	山口県	1,480	11	福岡県	2,872
12	埼玉県	1,411	12	千葉県	2,672
13	北海道	1,401	13	茨城県	2,511
14	長崎県	1,372	14	大分県	2,474
15	愛媛県	1,340	15	静岡県	2,435
16	宮崎県	1,267	16	鹿児島県	2,318
17	栃木県	1,170	17	和歌山県	2,296
18	徳島県	1,144	18	沖縄県	2,266
19	福島県	1,088	19	神奈川県	2,167
20	神奈川県	1,020	20	熊本県	2,146
21	岡山県	944	21	新潟県	1,992
22	兵庫県	934	22	香川県	1,888
23	大分県	869	23	岐阜県	1,884
24	静岡県	854	24	高知県	1,841
25	宮城県	770	25	奈良県	1,720
26	岐阜県	767	26	長野県	1,700
27	長野県	764	27	群馬県	1,640
28	山梨県	703	28	滋賀県	1,503
29	三重県	637	29	京都府	1,436
30	滋賀県	562	30	宮崎県	1,314
31	青森県	550	31	三重県	1,279
32	大阪府	549	32	山形県	1,248
33	和歌山県	495	33	山梨県	1,195
34	高知県	488	34	佐賀県	1,078
35	新潟県	464	35	徳島県	1,056
36	東京都	446	36	青森県	951
37	佐賀県	410	37	岡山県	950
38	岩手県	335	38	埼玉県	870
39	奈良県	322	39	東京都	835
40	京都府	320	40	岩手県	828
41	石川県	247	41	鳥取県	795
42	山形県	227	42	島根県	782
43	鳥取県	206	43	秋田県	689
44	秋田県	201	44	石川県	641
45	福井県	185	45	富山県	569
46	富山県	174	46	栃木県	547
47	島根県	165	47	福井県	461
	合計	46,649		合計	90,075

(5) 平成27年度犬猫殺処分頭数(全国速報値)

	合計殺処分頭数順			
	合計	犬	猫	
1	長崎県	4,370	785	3,585
2	大阪府	3,885	177	3,708
3	山口県	3,879	979	2,900
4	香川県	3,863	2,181	1,682
5	兵庫県	3,516	379	3,137
6	愛媛県	3,476	841	2,635
7	茨城県	3,450	1,241	2,209
8	沖縄県	3,153	1,073	2,080
9	福岡県	2,978	663	2,315
10	大分県	2,627	363	2,264
11	鹿児島県	2,614	540	2,074
12	愛知県	2,587	677	1,910
13	福島県	2,543	173	2,370
14	和歌山県	2,453	258	2,195
15	宮城県	2,308	104	2,204
16	熊本県	1,987	263	1,724
17	静岡県	1,938	103	1,835
18	広島県	1,924	792	1,132
19	群馬県	1,811	472	1,339
20	奈良県	1,794	195	1,599
21	高知県	1,769	99	1,670
22	滋賀県	1,521	181	1,340
23	千葉県	1,468	211	1,257
24	徳島県	1,429	635	794
25	北海道	1,391	90	1,301
26	岐阜県	1,302	107	1,195
27	京都府	1,299	72	1,227
28	山形県	1,200	30	1,170
29	宮崎県	1,172	322	850
30	三重県	1,170	148	1,022
31	青森県	1,121	260	861
32	新潟県	1,033	29	1,004
33	山梨県	1,024	79	945
34	佐賀県	841	39	802
35	埼玉県	819	381	438
36	鳥取県	796	8	788
37	秋田県	769	113	656
38	長野県	759	23	736
39	栃木県	738	329	409
40	神奈川県	719	71	648
41	岩手県	668	55	613
42	富山県	568	48	520
43	島根県	562	54	508
44	石川県	554	44	510
45	岡山県	441	92	349
46	東京都	418	18	400
47	福井県	195	14	181
	全国計	82,902	15,811	67,091

<参考>

犬殺処分頭数順			猫殺処分頭数順		
1	香川県	2,181	1	大阪府	3,708
2	茨城県	1,241	2	長崎県	3,585
3	沖縄県	1,073	3	兵庫県	3,137
4	山口県	979	4	山口県	2,900
5	愛媛県	841	5	愛媛県	2,635
6	広島県	792	6	福島県	2,370
7	長崎県	785	7	福岡県	2,315
8	愛知県	677	8	大分県	2,264
9	福岡県	663	9	茨城県	2,209
10	徳島県	635	10	宮城県	2,204
11	鹿児島県	540	11	和歌山県	2,195
12	群馬県	472	12	沖縄県	2,080
13	埼玉県	381	13	鹿児島県	2,074
14	兵庫県	379	14	愛知県	1,910
15	大分県	363	15	静岡県	1,835
16	栃木県	329	16	熊本県	1,724
17	宮崎県	322	17	香川県	1,682
18	熊本県	263	18	高知県	1,670
19	青森県	260	19	奈良県	1,599
20	和歌山県	258	20	滋賀県	1,340
21	千葉県	211	21	群馬県	1,339
22	奈良県	195	22	北海道	1,301
23	滋賀県	181	23	千葉県	1,257
24	大阪府	177	24	京都府	1,227
25	福島県	173	25	岐阜県	1,195
26	三重県	148	26	山形県	1,170
27	秋田県	113	27	広島県	1,132
28	岐阜県	107	28	三重県	1,022
29	宮城県	104	29	新潟県	1,004
30	静岡県	103	30	山梨県	945
31	高知県	99	31	青森県	861
32	岡山県	92	32	宮崎県	850
33	北海道	90	33	佐賀県	802
34	山梨県	79	34	徳島県	794
35	京都府	72	35	鳥取県	788
36	神奈川県	71	36	長野県	736
37	岩手県	55	37	秋田県	656
38	島根県	54	38	神奈川県	648
39	富山県	48	39	岩手県	613
40	石川県	44	40	富山県	520
41	佐賀県	39	41	石川県	510
42	山形県	30	42	島根県	508
43	新潟県	29	43	埼玉県	438
44	長野県	23	44	栃木県	409
45	東京都	18	45	東京都	400
46	福井県	14	46	岡山県	349
47	鳥取県	8	47	福井県	181
	合計	15,811	合計	67,091	

## 動物愛護キャンペーン実施状況について

### 1 目的

広く県民に向け、「終生飼養」などの動物愛護思想を啓発することにより、犬猫の殺処分数を削減し、「人と動物との調和のとれた共存社会の実現」を目指す。

### 2 開催状況

#### (1) 日時

平成 28 年 10 月 22 日 (土) 10:00~17:00  
23 日 (日) 10:00~16:00

#### (2) 場所

広島県総合体育館 (広島グリーンアリーナ)  
広島市中区基町 4 - 1

#### (3) 内容

中国新聞主催「住まいる博 2016」の会場において、次のイベントを行った。

○ブース出展 (10 月 22 日, 23 日)

啓発資料配布等の動物愛護啓発

○ステージでトークショー (10月23日 13:20~13:50)

「人とペットと豊かなくらし」

ゲスト: 島谷ひとみ 氏 (タレント), 山下 育美 氏 (NPO法人 SPICA代表)

#### (4) 参加者数等

##### ア 参加者数

ブース参加者 3,593 名

トークショー参加者 約 250 名

##### イ 啓発資料配布数

Save the life (リーフレット) 2,378 枚

(ポケットティッシュ) 2,326 個

はじめませんか?地域猫活動 (リーフレット) 2,395 枚